

**令和3年度入学者 大崎福祉会人材育成定着事業
修学資金貸与制度実施要領**

1 目的

この制度は、看護師（准看護師）や介護福祉士等の養成施設で修学し、将来大崎上島町で暮らし、大崎福祉会の高齢者、障がい者事業所での福祉サービスを担う人材を支援し、育成及び定着させることで、大崎上島町の福祉サービスの安定化を図ることを目的とします。

2 制度を利用できる養成施設等及び期間

資格	養成施設等	課程
看護師	看護系大学	4年
	看護師養成所	3年 2年
	看護系短期大学	3年 2年
	高等学校専攻科	2年
	高等学校看護科・専攻科	5年一貫
准看護師	高等学校衛生看護科	3年
	准看護師養成所	2年
介護福祉士	高等学校介護科	3年
	専門学校	2年
	短期大学	2年

※養成施設等の具体的な入学先及び年数については事前協議にて認定します。

※必要に応じ、上表以外の資格及びその養成施設を適用することがあります。

3 貸付金額

入学準備金	学費	就職準備金	総額 (2年の場合)	総額 (3年の場合)
20万円 以内	5万円(月) 以内	20万円 以内	160万円 以内	220万円 以内
一時金	年4回交付	一時金		

学費は3ヶ月分を一括して4月、7月、10月、1月の末日までに本人の銀行口座に振り込みます。(入学時の振込は6月となります)

4 申し込み

申し込み手続きについては、申込時在学中の学校、または入学する養成施設を通して申し込みます。

なお希望者多数の場合には、書類選考、面接等で決定させていただきます。

5 返還の免除

次の①、②のすべてに該当する場合は返還が免除されます。

- ①卒業時に該当資格に合格している、或いは卒業後も継続して受験し、資格登録を行うこと
- ②大崎上島町に居住し、大崎福社会に就業して資格を活かした業務に就き、貸付を受けた月数と同じ期間従事すること

6 返還となる場合

- (1) 退学した場合
- (2) 当該資格を取得できなかった場合
- (3) 卒業後、1年以内に就職できなかった場合
- (4) 貸付を受けた月数と同じ期間従事しなかった場合
- (5) 大崎上島町に居住しなかった場合
- (6) 大崎福社会に就業しなかった場合

7 返還方法

- (1) 無利子
- (2) ①一括償還 ②均等月賦償還 ③三ヶ月に1回均等割賦償還のうちいずれかの方法で、貸付を受けた月数(期間)の2倍以内の月数(期間)で返還する。

8 返還を猶予する場合

病院での経験がスキルアップに繋がる看護職の場合、3年を限度に返還を猶予します。
その他、事情により返還を猶予することがあります。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 大崎福社会

法人本部 担当 山中

住所：広島県豊田郡大崎上島町大串 3032 番地 1

電話：0846-67-5112

FAX：0846-64-5550

メール：mihama-jimu3@osakifukushikai.jp